

市で処理できる家庭ごみ

- 市清掃センターに持ち込みができるごみ
 - ・ 燃やせるごみ
 - ・ 空き缶 ・ 缶以外のカナモノ
 - ・ ビン・ペットボトル
 - ・ 有害物(乾電池、水銀体温計、蛍光灯)
 - ・ 埋立ごみ ・ 粗大ごみ ・ 畳
 - ・ 資源物(紙類、発泡スチロール等)

詳細は、市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください▶



市で処理できない家庭ごみ

- 市清掃センターで処理できないごみ
 - ・ 処理困難物(タイヤ、石油類、消火器、ガスボンベ、バッテリー、塗料・農薬・劇薬等)
 - ・ 家電リサイクル対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン

上記のほか、近年、オイルヒーター、珪藻土マット、フロンガスが入った家電製品(除湿器、冷風機、冷水機等)などの処理方法に関する問合せや持ち込みが増えています。処理方法は、販売店やメーカーなどにお問い合わせください。

ごみ出しの基本ルール ~4か条~

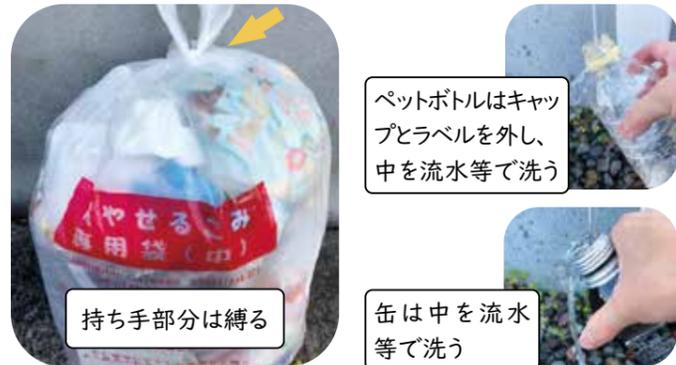
①収集日の午前8時までに

収集日の午前8時までに、ごみステーションに出してください。午前8時以降に出したごみは、原則、収集をお断りしています。



②決められた分別方法で

資源回収物や生ごみ以外の家庭ごみは、「日田市指定ごみ袋」に入れて出してください。中のごみが飛散しないように持ち手部分をしっかりと縛りましょう。



③決められた場所に



④決められた日に

「ごみ出し日」は住んでいる地域で異なります。家庭ごみ収集日程表又は市ホームページ(下記二次元コード)をご確認ください。

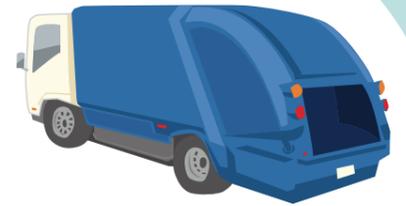


家庭ごみの収集日はこちら



令和3年4月から、油や化粧品の容器(ビン)の回収区分は、「埋立ごみ」から「ビン・ペットボトル」に変更となりました。

知っていますか？ 正しいごみの出し方



私たちが日常生活を送る上で排出される生活ごみが、どのように収集され、処理されているか知っていますか？

ごみの出し方のルールや分別方法を市民一人ひとりが守り、水郷ひたの恵まれた自然環境を未来に残しましょう。

問環境課生活環境係 ☎8208 (市役所2階)
清掃センター ☎0111



皆さんがごみステーションに出した家庭ごみは、市委託業者によって収集され、市清掃センターなどで処理しています。また、個人的に直接持ち込まれるごみについても処理しています。

市清掃センター開業日

- 月～金曜日(祝日を含む)
- 毎月第3日曜日(8月・12月・3月を除く)
- 開業時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時

市民の利便性を高めることを目的に、毎月日曜開業日(基本的に第3日曜日)を設けていますので、ご利用ください。



市清掃センター (緑町1丁目5番地1)